

岩手県が実施する省エネ関連補助金について

1 事業者向け省エネルギー対策推進事業

既存設備を高効率設備へ更新する費用の一部を補助し、県内事業者の脱炭素化を支援します。

(1) 事業概要 県内の中小事業者等が、既存の空調・照明・給湯・換気設備を高効率設備へ更新する際の購入費・設置工事費等を補助します。
(2) 対象要件 県内に拠点を有し、次のいずれかに該当する事業者。 ①中小企業者 ②年間エネルギー使用量が原油換算 1,500k1 未満の工場・事業所等の所有者または管理者 ※医療法人、社会福祉法人、大企業、個人事業主も要件を満たせば対象。 その他、省エネ診断または CO₂排出量算定の実施、事業継続、県税の滞納がないこと、国の他補助金との重複がないこと等が必要です。
(3) 補助率・補助額 補助率：対象経費の 1/2 一般：上限 50 万円 「いわて脱炭素化経営企業等」認定事業所：上限 80 万円
(4) 対象経費 対象設備の購入費および設置工事費等。 高効率空調機器/高機能換気設備/高効率照明機器/高効率給湯機器 ※既存設備からの更新で、工事を伴う導入が必要。空調・給湯は原則、従来機器より 30%以上の省 CO₂効果が必要。
(5) 申請期間 令和 8 年 4 月 16 日（木）～令和 9 年 1 月 29 日（金） ※予算上限に達し次第、受付終了。 事業完了期限：令和 9 年 2 月 26 日（金）
(6) その他留意点 ・申請前に県環境生活企画室へ要相談（019-629-5273）。 ・交付決定前の発注・契約・工事着手は不可。 ・中古品・リース導入は対象外。 ・完了後 2 年間、省エネ効果等を県へ定期報告。 ・社外への情報発信、従業員への意識啓発、県事業への協力が必要。
申請時のポイント 申請書、申請の手引き、設備の新旧対照表など所定書類を準備し、必ず事前相談のうえ、期限に余裕をもって申請してください。 参照リンク：岩手県「事業者向け省エネルギー対策推進事業」 https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/gx/ontai/1067114.html

2 令和8年度 事業者向け EV 等導入事業費補助金

太陽光発電設備や EV 等の導入を支援し、県内事業者の温室効果ガス排出削減・脱炭素化を推進します。

(1) 事業概要
中小事業者等が、太陽光発電設備、蓄電池、EV・PHV、充放電設備等を導入する際の購入費・設置工事費等を補助します。
(2) 対象要件
次のいずれかに該当する事業者。 ①岩手県内に事業所等を有し、事業活動を行う中小企業者 ②岩手県内で年間エネルギー使用量が原油換算 1,500k1 未満の事業所等を所有し、事業活動を行う者 対象事業は、太陽光発電設備、車載型蓄電池および充放電設備等をすべて導入する事業です。車載型蓄電池・充放電設備等は既存設備の活用も可能です。
(3) 補助率・補助額
・太陽光発電設備：5 万円／kW ・蓄電池：最大 6 万 3 千円／kWh ・EV・PHV：2 万円／kWh ・充放電設備：対象経費の 1/2 ※補助上限額は、脱炭素化経営企業等認定、省エネルギー診断・CO ₂ 排出量算定の実施状況により異なります
(4) 対象経費
対象設備の購入費および設置工事費等。 自家消費型太陽光発電設備/蓄電池/EV・PHV/充放電設備
(5) 申請期間
令和 8 年 10 月 30 日（金）まで 予算：410 万円 ※予算上限に達し次第、受付終了。 事業完了期限：令和 9 年 2 月 26 日（金）
(6) その他留意点
・申請前に県環境生活企画室へ要相談（019-629-5349）。 ・中古品等は対象外。 ・発注・契約・工事着手前に申請すること。 ・完了後 2 年間、省エネ効果等を県へ毎年報告。 ・社外への情報発信、従業員への意識啓発、県事業への協力が必要。
申請時のポイント：申請書、申請の手引き、添付書類等の所定様式を準備し、必ず事前相談のうえ、受付・事業完了期限に余裕をもって申請してください。 参照リンク：岩手県「令和 8 年度事業者向け EV 等導入事業費補助金」 https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyoku/gx/ontai/1067112.html

3 令和8年度 事業者向け自家消費型太陽光発電設備設置事業

県内事業者による一定規模以上の自家消費型太陽光発電設備の導入を支援します。

(1) 事業概要 県内事業者が設置する、一定規模以上の自家消費型太陽光発電設備の購入・設置費を補助し、産業部門の脱炭素化を推進します。
(2) 対象要件 岩手県内に事業所等を有し、事業活動を行う県内事業者。太陽光発電設備は20kW以上。中小企業者のほか、年間エネルギー使用量が原油換算1,500kl未満の事業所等を所有する医療法人・社会福祉法人等も対象です。
(3) 補助率・補助額 ・ 中小事業者等：5万円/kW、上限5,000万円 ・ 中小事業者等以外：3万円/kW、上限3,000万円 ※出力は、太陽光パネルとパワーコンディショナーの各合計出力のうち小さい方を系列ごとに合計して算定。
(4) 対象経費 対象設備である自家消費型太陽光発電設備の購入費および設置工事費。
(5) 申請期間 令和8年3月30日～12月11日 第1次～第9次まで公募期間を設定、公募ごとに出力[kW]の大きい順に交付決定を行う。申請額が予算額を超えた場合、上記交付決定の順位が同じである場合は、抽選により決定。 予算：令和7年度補正 2,214万3千円、令和8年度当初 1億円。
(6) その他留意点 ・ 中古品等、発注済みまたは工事着手済みの設備は対象外。 ・ 事業完了期限は 令和9年2月26日。 ・ 補助後2年間、社外への情報発信、従業員への意識啓発、効果データの県への毎年の報告等、県事業への協力が必要です。
申請時のポイント： 申請書（様式第1号）と手引き等を確認し、発注・工事着手前に申請してください。公募は9期に分かれており、各期間の審査後に予算額へ達した場合は受付終了となります。 参照リンク：岩手県「令和8年度事業者向け自家消費型太陽光発電設備設置事業」 https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/gx/saiene/1067113.html